

第4回北海道TPP協定対策本部 議事録

○日時 平成27年10月6日(火) 9:00~9:30

○場所 テレビ会議室

【山谷副知事】

皆さんおはようございます。

それではただ今から第4回北海道TPP協定対策本部会議を開催いたします。

この対策本部は、平成23年に、政府よりTPP交渉参加に向けた協議入りの表明があったことに合わせて、そのTPP協定交渉の情報の共有とその対応などを総合的に協議することを目的に設置されたものであります。

今回、TPP交渉が、長年の交渉の末、米国・アトランタの閣僚会合で大筋合意に至ったことから、現在、ミラノ博の北海道の日に出席をしている知事から合意内容の精査と影響把握等を速やかに行うよう指示があり、この対策本部を開催することといたしました。

資料2に昨夜発信された知事コメントがありますが、この間、知事とは随時連絡を取っていたところであり、昨晚もしっかり対応するよう指示がありましたので、まずはそれをお伝えいたします。

それでは議事に入ります。総合政策部長から説明をお願いします。

【総合政策部長】

おはようございます。総合政策部長です。それでは私の方から、各部所掌に関わる事項がございので、一括して概略についてご説明を申し上げたいと思います。

ただ今、副知事からお話がありましたように、この度の閣僚会合は、現地時間9月30日から10月5日まで、日本時間10月1日から10月5日深夜まで、米国ジョージア州アトランタにおいて開催され、荒川副知事をはじめ職員を現地に派遣し、政府与党への要請を行いますとともに、情報の収集に努めてきたところでございます。

大筋合意された内容についてでございますけれども、資料の1をご覧くださいと存じます。環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)の概要と書いてございます。右上に資料1とございます。

まず5ページをご覧くださいと存じます。まず物品市場アクセスの中でコメでございますが、現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率を維持し、米国、豪州に国別の枠を設定というふうになってございます。米国5万トン、豪州0.6万トンということでございます。それ以降につきましては、矢印で記載をされてございます。

6ページをご覧くださいと思います。小麦についてでございますけれども、現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率を維持し、米国、豪州、カナダに国別枠を新設するほか、③にございますけれども、マークアップ(政府が輸入する際に徴収している差益)を削減するというふうになってございます。

同じく6ページの3番目、甘味資源作物というふうにございますけれども、現行の糖価調整制度を維持するというふうになってございます。

7ページをご覧くださいと存じます。上段でございます。牛肉、関税撤廃を回避し、セーフガード付きで関税を削減という内容になってございます。税率等についてはそこに記載のとおりでございます。

同じ7ページの5番目でございます。豚肉でございます。差額関税制度を維持し、従量税は関税撤廃を回避するとともに、輸入急増に対し、セーフガードを措置するというふうで、(1)から(3)の中で記載がございまして。

6番目の乳製品でございます。脱脂粉乳とバターにつきましては、現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率を維持し、TPP枠を設定という形になってございます。枠については記載のとおりとなっております。

8ページでございます。中段でございます。8番・林産物でございます。輸入額又は近年の輸入額の伸びが大きい合板や製材は16年目までの長期の関税撤廃期間の設定とセーフガードの措置となっております。

9番・水産物でございますけれども、あじ・さばは12～16年目までの長期の関税撤廃期間を、また、まぐろ類、さけ・ます類等は、11年目までの関税撤廃期間をそれぞれ設定ということになってございます。

これらの説明の際に、閣僚会合後の甘利大臣の会見では、農林水産物の重要品目については、引き続き将来にわたって、意欲ある農林漁業者が希望を持って経営に取り組めるようにすることにより、確実に再生産が可能となるよう、政府全体で責任を持って、国内対策を取りまとめ、交渉で獲得した措置と合わせて、万全の強化策等を講じることとしているという話があったところでございます。

次に9ページをご覧くださいと存じます。中段以降でございます。自動車部品等についてでございますけれども、日本から米国への輸出額の8割以上が発効後直ちに関税撤廃され、乗用車の関税につきましては、15年目から関税の削減が開始され、25年目で完全に撤廃となっているところでございます。

18ページをご覧くださいと存じます。第9章・投資分野でございます。投資家対国の紛争処理手続、いわゆるISDSの規定がおかれませんが、濫訴の抑制につながる規定も措置をされているというふうになってございます。(1)(2)(3)にその旨、記載がされてございます。

33ページをご覧くださいと存じます。第20章・環境分野、この欄の3段落目に関しまして、漁業補助金という言葉がございまして。その中で下から2行目のところ、日本の漁業補助金につきましては、禁止される補助金には該当せず、引き続きその交付が可能となったということが記載されてございます。

最後に甘利大臣の会見では、道民の方々が懸念されている事項として、TPP協定によりわが国の食の安全・安心を損なうことは無いとしているほか、国民皆保険制度の崩壊や混合診療の解禁など、わが国の公的医療保険制度のあり方に変更を求めるような規定は無いというふうなお話があったところでございます。

次に全体を通しまして、影響の把握についてでございますけれども、大筋内容の精査と影響の把握でございます。各部におかれましては、今後、国に対し、この度の大筋合意の内容等について、さらなる情報収集等に努め、大筋合意の内容精査を行い、今後、道内の産業や地域経済、あるいは道民生活への影響の把握をお願いしたいと考えているところでございます。

その結果を見極めた上で、今後の対応について早急な検討をお願いしたいと思っております。

このため、今回の大筋合意の内容に沿って、資料3にございますけれども、分野別影響についての把握を今月の23日の金曜日までに取りまとめを行い、併せて今後の対策の検討をしていただきたいというふうに考えているところでございます。関係部局のご協力をお願い申し上げたいというふうに思います。

結びになりますけれども、以上、大筋合意の内容について、概略のみを説明させていただきました。今回の大筋合意につきましては、本道農業をはじめとする一次産業のほか、地域経済など、様々な影響が及ぶことが懸念されておりますことから、各部におきましては、詳細な情報を把握するため、農林水産省をはじめ、関係各省に出向くなどして、情報収集に努めていただくようお願いを申し上げます。

道といたしましては引き続き情報収集に努めますとともに、国において、国民への十分な説明を行っていただきたいと考えているところでございます。各部・各振興局におかれましては、今後、国や関係団体、地域における情報収集、説明等、引き続きよろしくようお願い申し上げます。私からは以上でございます。

【山谷副知事】

それではこの件に関し、何かご発言はございますか。

【農政部長】

今、総合政策部長からご説明がありましたけれども、農産物については、国家貿易の継続ある

いはセーフガードの実施など、様々な措置を講ずることができたという合意内容が示されました。甘利大臣からは、確実に再生産が可能となるように、こういった交渉で獲得した措置と併せて、万全の対策を講じていくとの説明がございました。

しかし現段階で具体的な対策の説明があった訳ではございません。いずれにしても北海道の農業の関係者、今回の合意で不安あるいは懸念を抱えている訳です。そういったものを払拭していくためにも、私どもとしては、臨時要求的な対応ではなくて、北海道の実情、専業農家が主体で農業経営を実施しているということを踏まえた恒久的で手厚い国内対策ということを求めていくことが欠かせないというふうに考えておりました、先ずは農政部として、今回の合意内容を精査した上で、どういった対応が可能になるのか、早急に検討してまいるために、本日朝から職員を農水省に派遣をした上で、合意内容の詳細の説明を求めているところでございます。

いずれにしても北海道にとって農業は、これまで、そしてこれからも基幹産業であり、TPPが合意しても、北海道の農業が持続的に発展できるように、その振興に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えてございますので、情報収集も含めて、引き続き振興局の皆さんも含めて、各部のご協力をお願いしたいと思っております。私からは以上です。

【山谷副知事】

他にご発言はございませんか？よろしいですか

今、農政部長の発言にもありましたけれども、今回の合意内容、数年にわたる低減の関税でありますとか、セーフガードの発動でありますとか、様々な要因が絡み合って事態が推移していくというふうに思われますので、なかなか影響といっても一概に算出するというのは難しいのではないのかなと思います。それと先ほどの総合政策部長の説明にありましたが、甘利大臣の会見で、国民皆保険制度の崩壊や混合診療の解禁など、こうしたものについては規定は無いというふうにされてます。ただ一時、そうした議論、懸念があったことは事実でありますので、そうした事項も含めて、関係団体、関係業界と十分意見交換をし、地域では地域の皆さんのご意見を十分にお聞きし、そして影響把握を行っていただきたいというふうに思いますので、皆さんにはよろしくお願いしたいと思っております。

議題は以上であります。その他この機会に発言があれば、お願いをしたいと存じます。

【保健福祉部長】

これからの国における手続き的なことですが、今回、大筋合意ということですが、国会で批准をしないと発効しないということだと思っております。国内の今後の手続きのスケジュール的なものは、今現在でどのような見通し、時期的なことも含めてどうなっているのでしょうか。

【山谷副知事】

まだそのところは明確ではありません。今回、交渉そのものが延長に次ぐ延長という、最後は大変タイトな日程になって、それぞれの代表が国にお帰りになるということもありまして、そうした中で、甘利大臣が30分にわたる交渉後の記者会見というものを行いました。批准そのものについていえば、米国の手続きもありますし、そうしたものをにらみながら動いていくのだろうというふうに思いますので、それも含めて、今後の情報収集の中に入ってこようかと思っておりますので、これは情報共有してやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

他に何かありませんか。よろしいですか。以上で第4回北海道TPP協定対策本部会議を終了いたします。それではどうぞよろしくお願いいたします。

(以上)